

3. 東京都高齢者保健福祉計画について

老人福祉法及び介護保険法では、都道府県に対して各法に基づく計画の策定を義務付けている。特に、介護保険法では、都道府県に対して3年を1期とする計画策定を義務付けている。そのため、都では、「老人福祉計画」と「介護保険事業支援計画」を一体とした高齢者保健福祉計画を、3年ごとに策定している。高齢者保健福祉計画では、社会の経済情勢の推移、東京の高齢者を取り巻く状況、介護サービスの利用状況及び国の施策動向を踏まえており、第6期計画は平成27年度から平成29年度まで、第7期計画は平成30年度から平成32年度までを計画期間としている。

計画策定の趣旨として、大都市東京の特性を生かし、高齢者の自立を支援し、高齢者が尊厳を持って、住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らせる安心な社会を構築するため、都が目指す基本的な政策目標を定め、その実現に向けた取組施策を明らかにすることを目的とし、中長期的には、「団塊の世代」が後期高齢者となる平成37年を見据えた計画としている。

なお、本報告書は平成29年度を監査対象としているため、「第6期東京都高齢者保健福祉計画(平成27年度～平成29年度)」(以下、「第6期高齢者保健福祉計画」という。)と、平成29年度に策定した第7期高齢者保健福祉計画を対象とする。

第7期高齢者保健福祉計画では、高齢者を取り巻く現状と都のこれまでの取組を踏まえ、以下の理念を掲げている。

高齢者が、経験や能力を活かして居場所と役割を持ち、地域で支え、支えられながら、自ら望む住まい方、暮らし方、生き方を様々な選択肢の中から主体的に選び、安心して共に暮らし続けることができる東京のまちづくりを推進する。

(第7期高齢者保健福祉計画より監査人が作成)

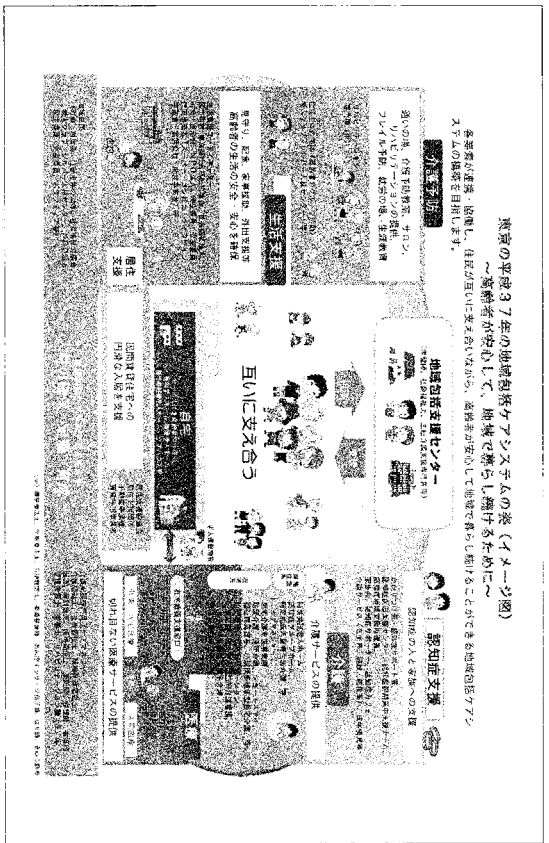
これらの理念の実現に向けて、都は、地域包括ケアシステムの構築を目指し、様々な施策を推進している。都内の各地域で表A1-3-6の4つの状態が実現されることを目指しており、地域包括ケアシステムの1つのイメージが図A1-3-3である。

表A1-3-6 都が目指す4つの状態

1 高齢者一人ひとりの自立と選択を支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターが中心となり、高齢者や家族の相談を受け、高齢者の抱える様々な問題に対応します。 ・地域包括支援センターや介護支援専門員が、高齢者が地域で自立して生活していくために必要なサービスをコーディネートします。 ・高齢者や家族の意思と選択が尊重され、高齢者本人が自ら望む生活が送れます。 ・可能な限り自宅での生活が続けられます。 ・住み慣れた地域で暮らし続けられるよう高齢者向けの様々な住まいが確保されています。
2 高齢者の生活を支えるための適切な住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じて必要な医療・介護等のサービスがバリエーションよく整備されています。 ・中重度の要介護高齢者が在宅で暮らし続けられるよう、医療と介護のサービスが一体的に提供される在宅療養の体制が整っています。 ・認知症になっても地域で安心して生活できるよう、認知症の人と家族を地域で支える体制が整っています。 ・これらのサービス等が十分に提供できる専門人材が確保されています。
3 適切な医療・介護サービスの一体的な提供	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等の多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスが充実するとともに、高齢者がその担い手となり、生きがいや役割をもって生活できる地域づくりが進んでいます。 ・ボランティアや趣味活動等、高齢者が生きがいをもって社会参加を行い、地域社会の担い手として活躍できます。
4 住民主体の生活支援・介護予防サービスと高齢者の社会参加	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等の多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスが充実するとともに、高齢者がその担い手となり、生きがいや役割をもって生活できる地域づくりが進んでいます。 ・ボランティアや趣味活動等、高齢者が生きがいをもって社会参加を行い、地域社会の担い手として活躍できます。

(第7期高齢者保健福祉計画より監査人が作成)

図 AI-3-3 東京の特性を踏まえた地域包括ケアシステムの概要



(福祉保健局作成資料より抜粋)

また、第7期高齢者保健福祉計画では、都が目指す地域包括ケアシステムの実現に向け、平成37年の東京の高齢者像を見据え、大都市の強みを活かしながら、表 AI-3-7にある7つの分野について重点的に取り組むとしている。

表 AI-3-7 第7期高齢者保健福祉計画の重点分野

重点分野	概要
介護保険制度の円滑・適正な運営と区市町村への支援	適切なケアマネジメントやサービスが提供され、一人ひとりの高齢者が尊厳を保持してその人らしい自立した日常生活を営むことができることを目指す。
介護サービス基盤の整備	在宅サービスや施設サービス等の介護サービス基盤をバランスよく整備し、介護が必要になっても高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができることを目指す。
高齢者の住まいの確保と福祉のまちづくりの推進	高齢者が多様なニーズに応じた居住の場を選択できるようにするとともに、地域で安全に安心して暮らすことができる環境を整備することを旨とする。

介護人材対策の推進	より多くの人が介護の仕事に就くことを希望し、仕事に就いた後もやりがいを持って働ける環境を整備することで、質の高い介護人材の確保を目指す。
在宅療養の推進	医療・介護サービスの従事者が連携して、病院に入院しても円滑な在宅療養に移行し、在宅での生活を維持しながら医療・介護サービスの提供を受けることができることを目指す。
認知症対策の総合的な推進	認知症高齢者が、容態に応じて適切な医療・介護・生活支援等を受けることができるよう、様々な地域資源が連携したネットワークを構築し、認知症になっても安心して暮らせるまちなの実現を目指す。
介護予防の推進と支え合う地域づくり	高齢者がいきいきと地域で暮らし、ボランティア等の地域社会の担い手として活躍できることを目指すとともに、高齢者を地域で支え、高齢者のニーズに応じた生活支援サービス等が提供されることを目指す。

(第7期高齢者保健福祉計画より監査人が作成)

4. 高齢者向け施設・住宅について
 高齢者向けの施設・住宅については、介護保険法、老人福祉法などの各法律を根拠に設置されており、主に表 A1-3-8 の施設・住宅が挙げられる。

表 A1-3-8 主な高齢者向け施設・住宅の概要 (平成 29 年度時点)

施設の種類	概要	根拠法
特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	常時介護が必要で家庭での生活が困難な場合に入所する施設 要介護者に対して、(1)入浴・排泄・食事等の介護等の日常生活上の世話、(2)機能訓練、(3)健康管理、(4)療養上の世話を行う。	介護保険法 老人福祉法
介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設 (1)看護、医学的管理下での介護、(2)機能訓練等、(3)その他の必要な医療等を行う。	介護保険法
介護療養型医療施設	比較的長期間にわたって日常的に医療ケアを必要とする方や、慢性期のリハビリテーション、介護を必要とする方が入所する施設 医学的管理のもと、療養上の世話や日常生活上の介護機能訓練を受ける。	介護保険法
養護老人ホーム	経済的に困窮かつ、現在おかれている環境では在宅で生活することが困難な高齢者が入所する施設 入所は、老人福祉法第 11 条に基づき措置権者(区市町村)の判断により行われる。	老人福祉法
認知症高齢者グループホーム	比較的安定状態にある認知症の要介護者が少数人で共同生活をおくるホームで、入浴・排泄・食事等の介護等の日常生活上の世話や、機能訓練を受ける。	介護保険法
軽費老人ホーム	低所得階層に属する高齢者であって、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な方が、低額な料金で利用し、健康で明るい生活を送れることを目的とした施設 収入や身体状況、要介護認定等が要件となる場合がある。	老人福祉法
有料老人ホーム	高齢者の方が入居し、食事や生活サービスが提供されるホーム(特別養護老人ホームやケアハウスなどの老人福祉施設は除く。)	老人福祉法

サービス付き高齢者向け住宅	安否確認や生活相談など高齢者の安心を支えるサービスの提供を伴った構造の住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律
---------------	---------------------------------------	-------------------

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

このような高齢者向け施設・住宅の整備が全国的に進められている中、都では、平成 28 年 12 月に公表された 2020 年に向けた実行プランにおいて、高齢者が安心して暮らせる社会として、以下の政策目標を掲げている。

表 A1-3-9 高齢者が地域で安心して生活できる基盤の整備の目標と実績

政策目標	目標年次	目標値	平成 27 年度 末実績
特別養護老人ホームの整備	平成 37 年度末	定員 6 万人分	43,885 人分
介護老人保健施設の整備	平成 37 年度末	定員 3 万人分	20,847 人分
認知症高齢者グループホームの整備	平成 37 年度末	定員 2 万人分	9,896 人分
サービス付き高齢者向け住宅等の整備	平成 37 年度末	2 万 8 千戸	17,528 戸
都営住宅・公社住宅の建替えに伴う創出用地のうち福祉インフラ整備への活用が見込まれる候補地を提供	平成 36 年度末	30ha 超	-

(2020 年に向けた実行プランより監査人が作成)

さらに、2020 年に向けた実行プラン(平成 30 年度)においては、表 A1-3-10 で掲げた政策目標の一部を強化している。

表 A1-3-10 高齢者が地域で安心して生活できる基盤の整備の目標と実績(強化)

政策目標	目標年次	目標値(当初)	目標値(強化)
特別養護老人ホームの整備	平成 37 年度末	定員 6 万人分	定員 6 万 2 千人分

(2020 年に向けた実行プラン(平成 30 年度)より監査人が作成)

これらのうち、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・認知症高齢者グループホーム・サービス付き高齢者向け住宅等については、第 7 期高齢者保健福祉計画においても同様に、平成 37 年度末の整備目標を設定している。

表 A1-3-11 第 7 期高齢者保健福祉計画で定められている整備目標

政策目標	平成 37 年度末計画目標数
特別養護老人ホームの整備	定員 6 万 2 千人分

介護老人保健施設の整備	定員3万人分
認知症高齢者グループホームの整備	定員2万人分
サービス付き高齢者向け住宅等の整備	2万8千戸

(第7期高齢者保健福祉計画より監査人が作成)

表 A1-3-11 の整備目標については、具体的に本報告書「第3 II 2. 介護サービス基盤の整備に関する施策について」で述べることとする。

また、表 A1-3-11 以外の施設も含めた、都内の高齢者向け施設・住宅の整備数については、下記のとおりとなっている。

表 A1-3-12 高齢者向け施設・住宅の整備状況 (平成29年4月1日時点)

施設種別	施設数(箇所)	定員数(人)	戸数(戸)(※)
特別介護老人ホーム (指定介護老人福祉施設)	506		45,580
介護老人保健施設	195		21,125
介護療養型医療施設	58		5,008
養護老人ホーム	33		3,451
認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	603		10,278
軽費老人ホーム	117		3,873
うちA型	8		600
うちB型	2		100
うちケアハウス	42		2,057
うち都市型軽費老人ホーム	65		1,116
有料老人ホーム	774		46,544
うち介護付き有料老人ホーム	623		40,733
うち住宅型有料老人ホーム	151		5,811
サービス付き高齢者向け住宅等	411		18,653
うちサービス付き高齢者向け住宅	312		12,322
うち東京都高齢者向け優良賃貸住宅	50		1,193
うち高齢者向け優良賃貸住宅 (都市再生機構)	49		5,146

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

(注) サービス付き高齢者向け住宅等の内訳は、一部重複計上あり。

※ サービス付き高齢者向け住宅等の単位は戸数(戸)、それ以外の単位は定員数(人)。
今後の高齢者人口増加に伴い、高齢者向け施設・住宅の需要の増加も想定されることから、都は、整備促進のための様々な事業に取り組んでいる。

5. 介護人材について

介護に関する専門的な資格や、介護の業務に従事しようとする者が受講する研修については、表 A1-3-13 のとおりである。

表 A1-3-13 介護に関する主要な資格等一覧

資格等	内容
介護福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法に基づき国家資格であり、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者
介護職員初任者研修	平成 25 年に訪問介護員養成研修 2 級課程を介護職員初任者研修へと移行。介護職として働く上で基本となる知識・技術を修得する研修
介護福祉士実務者研修	3 年以上の実務の経験がある実務経験者が、介護福祉士国家試験を受験するために必要な研修
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	介護保険法に基づいて、要介護者や要支援者、家族等からの相談等に応じるとともに、要介護者等が状態に応じた介護サービスを受けられるようケアプランを作成する者

(厚生労働省ホームページより監査人が作成)

上記のような介護関連職種、都における平成 29 年度の有効求人倍率は 6.14 倍となっており、全産業の有効求人倍率の 1.80 倍を大きく上回っている。また、全国の介護関連職種の有効求人倍率は 3.64 倍であり、全国と比較しても都の介護人材は不足している。

また、都における平成 28 年度の介護関係職種の離職率は 14.9% と、全産業の 13.4% と比べて高い状況となっており、短期離職者が非常に多いことが特徴である。

このように、都の介護人材は、全国の介護関連職種及び都の全産業と比較しても不足している状況であり、離職率が高く、短期離職者が多い悪循環に陥っていると言える。

こうした状況から、都では、今後高齢者人口が増加し、人手不足に拍車がかかる状況を見据えて、介護人材の確保、定着、育成のための施策に関する取組が進められている。

6. 高齢社会対策部の予算・決算について

高齢社会対策を担う高齢社会対策部の平成 29 年度の予算・決算額は表 A1-3-14 のとおりである。

表 A1-3-14 高齢社会対策部の予算決算額 (平成 29 年度)

(単位：百万円)

	当初予算	予算現額	決算額
管理費	3,175	3,144	2,767
介護保険費	144,837	135,581	133,554
高齢福祉費	36,428	37,356	34,628
高齢福祉施設費	8,385	8,385	7,953
介護保険施設費	588	588	453
高齢者病院費	5,957	5,957	5,888
高齢社会対策部 計	199,370	191,011	185,246

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

(注) そのほか、施設整備費がある。

第3 監査の結果

指摘及び意見の件数は、以下のとおりである。

テーマ	指摘	意見	合計
I 子育て等支援関連事業に関する事務の執行について	3	33	36
II 高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について	0	24	24
計	3	57	60

I 子育て等支援関連事業に関する事務の執行について

1. 保育事業について

(1) 保育事業の概要

① 都の保育事業に係る計画

都の保育事業は、平成27年3月に策定し、平成30年3月に中間見直しされた「東京都子供・子育て支援総合計画」に基づいて、基礎自治体である区市町村が質の高い保育を提供できる体制を整備できるよう、都は、広域自治体として、保育所等の整備促進や、子供・子育て支援を担う人材の確保、利用者支援の充実など、区市町村の取組について支援を進めていくとの立場から、多様な取組を推進している。

都は、全国的に見ても待機児童が多く、高まる保育需要に対応するため、表B1-1-1のように様々な施策を打ち出し、区市町村を支援している。

表B1-1-1 保育関係事業一覧

(単位：千円)

事業名	歳出予算		歳出決算	
	平成28年度 当初予算	平成29年度 当初予算	平成28年度 決算	平成29年度 決算
○運営費関係	38,330,746	50,291,206	35,606,908	44,425,675
施設型給付	26,307,239	31,736,324	23,835,553	29,251,796
地域型給付	2,799,903	4,570,813	3,497,517	4,921,610
保育対策等促進事業(同制度保育事業費)	925,412	1,099,120	769,221	874,118
開設前賃借料補助(小規模保育支援事業)	1,474,677	13,272	248,103	63,460
家庭的保育事業	198,731	182,415	150,911	139,337
事業所内保育施設支援事業	451,852	440,179	247,846	134,305
認証保育所事業	4,014,006	3,873,928	3,700,524	3,661,367
認可化移行総合支援事業	182,981	146,034	141,050	90,910
院内保育施設運営費	404,139	416,324	423,774	400,825
病児保育事業費補助	479,842	549,665	513,766	587,679

認可外保育施設利用支援事業	0	5,754,720	982,368	2,926,778
保育士に対する居宅訪問型保育利用支援事業	0	336,000	0	0
一時預かり事業	539,192	715,748	662,382	815,721
定期利用保育事業	522,772	456,634	433,893	557,769
○施設整備関係	19,710,945	27,939,105	22,290,129	31,348,183
保育所緊急整備事業	2,255,689	1,316,930	2,260,981	1,077,501
賃貸物件による保育所整備事業	2,520,000	0	109,952	16,974
認可保育所家賃補助事業	1,921,014	0	885,839	22,245
賃貸物件による保育所の開設準備経費補助事業	1,440,972	1,499,127	615,300	1,552,736
保育所等賃借料補助事業	0	4,596,645	601,452	4,626,737
多様な主体による保育所緊急整備事業	1,833,993	3,414,466	3,482,409	112,409
定期借地権利用による認可保育所等整備促進事業	414,417	1,693,517	26,047	319,302
借地を活用した認可保育所等設置支援事業	41,991	118,953	38,122	67,845
認定こども園整備事業	255,585	230,328	444,220	125,820
待機児童解消区市町村支援事業	9,000,000	15,000,000	13,806,824	23,377,925
院内保育所整備費補助	25,409	10,906	15,424	0
病児保育施設整備費補助	0	56,358	3,559	48,689
児童福祉施設等耐震化促進事業（土地賃借料補助）	1,875	1,875	0	0
○保育人材関係	11,677,422	29,142,076	11,074,054	27,229,365
東京都保育士等キャリアアップ補助	10,710,110	24,405,323	9,774,308	22,164,532
保育従事者職員宿舍借上げ支援事業	707,496	3,958,386	1,142,792	4,108,931
保育人材対策	259,816	265,367	156,954	172,187
保育所等ICT化推進事業	0	513,000	0	783,715
○総合対策・その他	28,013,366	29,831,019	26,797,870	27,806,299
保育サービス推進事業	8,730,246	9,249,382	7,872,677	7,896,186

保育体制強化事業	31,745	37,260	56,296	86,520
保育補助者雇上強化事業	0	138,438	20,619	38,308
実費徴収に係る補足給付を行う事業	5,695	2,400	845	845
民有地マツチング事業	1,300	101,000	1,866	8,262
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	34,783	32,095	7,501	9,640
認証保育所の指導監督等	7,918	7,898	7,409	8,115
認可外保育施設の指導監督等	4,250	4,250	2,689	3,908
認可外保育施設に対する巡回指導体制強化事業	0	59,876	4,609	50,612
認証保育所等研修事業	21,773	24,095	20,985	23,382
子育て推進交付金	18,809,376	19,229,906	18,322,645	18,961,707
保育ニーズ実態調査	0	40,000	0	32,184
子供・子育てに関する施設等情報サイトの運用	0	14,396	0	9,396
利用者支援事業	291,482	789,548	404,997	589,632
子育て支援員研修	74,798	100,475	74,732	87,602
合計	97,732,479	137,203,406	95,768,961	130,809,522

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

表B1-1-1をみると、都の保育関係事業は、運営費関係補助、施設整備関係補助及び保育人材関係補助とバランスよく行われていることが分かる。

運営費関係補助のうち、平成24年に成立した子ども・子育て関連3法の趣旨としての「幼児期の学校教育・保育、地域の子供・子育て支援を総合的に推進すること」を具体化するために創設された、施設型給付（認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付）及び地域型給付（小規模保育等への給付）が予算額、決算額ともに大きな割合を占めている。

施設整備関係補助のうち、待機児童解消区市町村支援事業が平成28年度、平成29年度ともに、当初予算を大きく上回る決算額となっている。この事業は、待機児童の解消に向けて、地域の実情に応じて区市町村が実施する事業を広く支援することにより、保育サービス拡充の取組をさらに加速させることを目的として平成21年度に創設された、中核市を除く区市町村に対する補助であるが、平成26年度に拡充され、さらに平成28年度には高騰加算が創設され、平成30年度当初予算は、引き続き平成29年度決算額と同水準で予算計上されている。保育人材関係補助のうち、予算額、決算額ともに大きいものとしては東京都

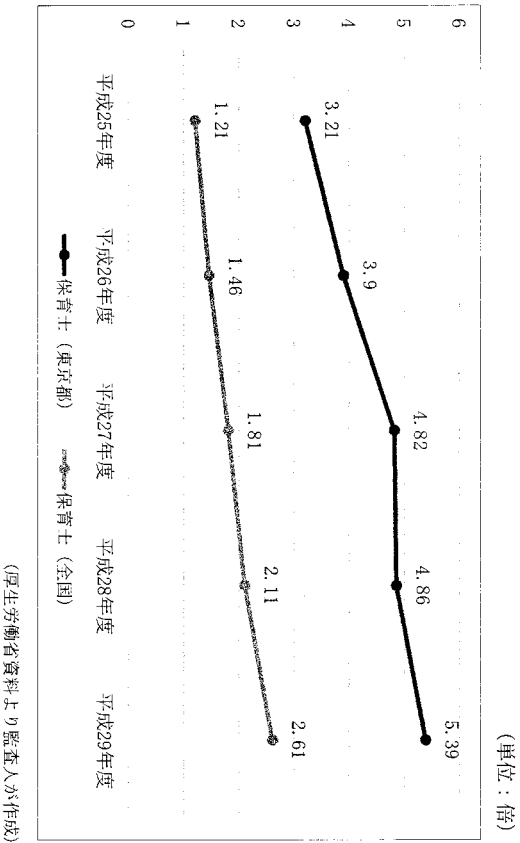
保育士等キャリアアップ補助である。東京都保育士等キャリアアップ補助は、保育士等の処遇改善を目的として、先行する国の保育士人件費に対する処遇改善加算に加え、平成27年度から創設され、平成29年度よりさらに拡充されたものである。

総合対策、その他の事業のうち、予算額、決算額ともに大きいものとしては子育て推進交付金である。子育て推進交付金は、地域の特性や創意工夫を活かした市町村独自の取組を促進し、市町村において安心して子供を産み育てられる環境の整備を図ることを目的として、市町村を支援する東京都独自の事業である。

② 都の保育人材の状況

厚生労働省の統計調査によれば、平成25年度から平成29年度までの5年間の、都の保育士の有効求人倍率は全国よりも高い数値で推移している。

グラフB1-1-1 保育士の有効求人倍率推移



平成29年度においては5.39倍となっており、グラフB1-1-2のとおり、地域の保育士の有効求人倍率と比較しても突出して高く、都の保育人材不足が深刻な状況にあることが分かる。

グラフB1-1-2 保育士の有効求人倍率 全国比較 (平成29年度)

都道府県	有効求人倍率
全国	2.61
北海道	1.88
青森県	1.87
岩手県	1.79
宮城県	2.80
秋田県	1.74
山形県	2.72
福島県	1.88
茨城県	2.88
栃木県	3.08
群馬県	1.18
埼玉県	2.29
千葉県	3.47
東京都	5.39
神奈川県	2.72
新潟県	1.87
富山県	2.53
石川県	2.44
福井県	2.49
山梨県	1.40
長野県	1.40
岐阜県	1.82
静岡県	3.25
愛知県	2.17
三重県	2.00
滋賀県	2.85
京都府	2.53
大阪府	3.57
兵庫県	2.08
奈良県	1.89
和歌山県	2.01
鳥取県	2.84
島根県	1.72
岡山県	2.11
広島県	3.41
山口県	2.11
徳島県	1.18
香川県	1.95
愛媛県	3.29
高知県	1.98
福岡県	1.31
佐賀県	1.99
福岡県	1.74
熊本県	1.60
大分県	1.91
宮崎県	1.88
鹿児島県	2.19
沖縄県	1.80
沖縄県	3.17

(厚生労働省資料より監査人が作成)

保育カーブスを支える人材を確保するため、東京都保育人材・保育所支援センターに保育人材コーディネーターを配置し、各種相談業務を実施するほか、

保育士有資格者等を対象にした就職支援研修やセミナー、都内の高校生を対象にした保育施設での職場体験等を実施している。

【保育士確保プラン（平成27年1月に厚生労働省より公表）より一部抜粋】

① 保育士試験の年2回実施の推進
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項において都道府県知事が年1回以上行うこととされている保育士試験について、当該試験の年2回実施が行われるよう積極的に取り組む。
また、国家戦略特区における「地域限定保育士」（※）制度について、当該制度が創設された場合には、国家戦略特区の都道府県において当該保育士に係る2回目試験が実施されるよう積極的に取り組む。
国としても、保育士試験を年2回実施する都道府県に対し、できる限りの支援を行う。

※ 国家戦略特区の都道府県が行う年2回2回日の試験の合格者に3年間当該都道府県内のみで保育士として通用する資格を付与し、当該3年経過後は、「保育士」として地域を限定せずに働くことを可能とする制度。

また、保育人材の確保が困難な現状に鑑み、国は平成28年4月より特例を設け、従来保育士に限定されていた保育所における保育従事者について、一定の場合には全体で3分の1を超えない範囲で保育士資格を有しない者を配置することを可能としている。

現在の認可保育所等において保育に従事する人材は表B1-1-2のとおりである。なお、保育士は名称独占の資格であり、保育士を支援するため、特段の資格を有しない保育従事者が認可保育所等の基準外の職員として数多く働いている実態がある。

表B1-1-2 保育従事者の種類と要件

種類	要件	備考
保育士	保育士の資格を有し、登録を受け、保育士証の交付を受けた者	-
幼稚園教諭	-	保育士試験受験に当たり特例（所定の要件を満たすことで筆記試験又は実技試験の免除）が認められる。
他の国家資格保有者	・福祉系国家資格 ・看護師等 ・小学校教諭 など	-

子育て支援員	子育て支援員研修修了者	-
家庭的保育者	子育て支援員研修に加え、家庭的保育者になるための認定研修を修了した者	-
地域限定保育士	地域限定保育士試験合格者 （試験実施自治体は神奈川県・大阪府・沖縄県・千葉県成田市・宮城県仙台市）	資格取得後3年間は試験に合格した自治体内の保育施設のみ (監審人が作成)

しかし、人材確保策に取り組んでいる一方で、保育士の離職率の高さも課題となっている。保育士資格を有しているも保育士として勤務していない者は「潜在保育士」と呼ばれる。潜在保育士は全国に約70万人以上いると言われており、彼らの保育現場への復帰を促す施策も重要となっている。

(2) 保育士増加に向けた取組について

都は、待機児童解消のため、平成31年度末までに保育サービズ利用児童数を平成28年度末と比べて6万人増加するとの目標を立てている。この目標達成のためには、保育施設の設定促進とともに、保育人材の確保が必要となる。この点、都は目標達成には保育士も平成28年度末時点から平成31年度末までに3万人の確保が必要であると見積もっている。

都の保育人材確保の取組は、保育士資格の取得を促進することで保育士として働くことができる人材を育成すること、保育士資格保有者の保育施設への就職を促すこと、保育士として働き続けられる環境を整えることといった、資格取得支援、就職支援、待遇改善を図るものに加え、現在全国に70万人以上と言われる潜在保育士の復帰・再就職を促す施策、保育士の負担軽減のため保育補助者を雇い上げる保育施設に対する補助や貸付けを行っている。都の保育人材関連事業については、表B1-1-3のとおりである。

表 B1-1-3 都における保育サービスを支える人材確保・育成の取組

(単位：千円)

事業名	事業内容	平成29年度予算
1 保育士の資格取得・就職支援に関する事業		
① 保育人材確保事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士就職支援研修、就職相談会の実施 ・就職支援セミナー、職場体験実習の実施 ・保育人材コーディネーターの配置による就職支援等 ・保育事業者向け経営管理研修 ・次世代の保育人材確保 ・東京労働局との新たな連携施策 	141,252
② 保育士養成施設に対する就職促進支援事業	保育士養成施設卒業予定の学生の保育所等への就職促進のため、国及び都の定める要件（対象施設への内定割合等）を満たす養成施設に対し就職促進費用の一部を補助	37,960
③ 保育従事職員資格取得支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士資格を有していない現任保育従事者等の資格取得支援、事業者の代替保育従事者雇上費用補助 ・保育士試験受験に要する学習費用補助 	42,006
④ 保育士修学資金貸付事業	指定保育士養成施設に入学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し修学資金の貸付けを行う。	0 (※1)
2 保育士等の待遇改善に関する事業		
① 保育士等キャリアアップ補助	一定の条件を満たす事業者に対し、保育士の賃金に充当するための資金の補助を行う。	24,405,323
② 保育従事職員宿舍借上げ支援事業	常勤の保育従事職員用の宿舍の借上げを行う事業者に対する補助	3,958,386
3 潜在保育士復帰・再就職支援		
① 未就学児を持つ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業	未就学児を持つ潜在保育士が自身の子供を保育所等に預けて、保育士として保育所等への勤務を開始又は復帰した場合に当該保育士が支払う自身の未就学児の保育料の一部について貸付けを行う。	0 (※1)
② 潜在保育士の再就職支援事業	潜在保育士が保育士として保育所に勤務することが決定した場合に就職準備金の貸付けを行う。	0 (※1)

4 保育所等の保育士確保を支援する事業

① 保育補助者雇上支援事業	保育所等における保育士の負担軽減・離職防止を目的として、保育士資格を持たない保育補助者の雇上けに必要な費用の貸付けを行う。	0 (※1)
② 保育補助者雇上強化事業	短時間勤務の保育士資格を持たない保育補助者の雇用に係る賃金等の補助	138,438
5 保育士養成		
① 指定保育士養成施設	指定保育士養成施設の指定・監督等の事務等	212
② 保育士試験	通常試験による保育士試験の年2回の実施	- (※2)
③ 保育士登録	保育士登録事務を社会福祉法人日本保育協会「登録事務処理センター」へ委託	43,937

(平成29年度「子供と家庭・女性福祉、母子保健施策概要」より監査人が作成)

※1 平成27年度最終補正予算により、平成28年度以降分の貸付原資等を補助している。

平成28年度末の補助残額は以下のとおりである。(単位：千円)

- 1. ① 保育士修学資金貸付事業 : 国制度 1,951,046
 - 3. ① 未就学児を持つ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業 : 国制度 115,326、都制度 40,018
 - 3. ② 潜在保育士の再就職支援事業 : 国制度 413,330、都制度 134,667
 - 4. ① 保育補助者雇上支援事業 : 国制度 3,450,089、都制度 292,206
- ※2 一般社団法人全国保育士養成協議会を指定試験機関として試験事務の全部を行っており、試験事務に係る経費は受験者が納入する受験手数料等により賄っているため、都における予算措置はない。

① 保育人材の量的確保について

(i) 保育人材の就職支援について

保育士として働くには表 B1-1-4 の3つの要件を満たす必要がある。

表 B1-1-4 保育士資格の取得方法

- ① 保育士資格の取得 (国家資格)
 - (i) 都道府県知事指定の保育士養成施設に入学し、所定の単位を取得して卒業する。
 - (ii) 都道府県知事が実施する保育士試験に合格する。
- ② 保育士登録申請を行い、都道府県で保育士登録を受ける。
- ③ 都道府県から保育士証の交付を受ける。

(社会福祉法人日本保育協会登録事務処理センターホームページより監査人が作成)